

インクルーシブ教育時代の特別支援教育

共生社会の形成に向けて

Special Needs Education in the Time of the Inclusive Education

To Realize the Inclusive Society

猶原 秀明 (Hideaki NAOHARA)

はじめに

「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Rights of Person with Disabilities、以下「障害者権利条約」とする)に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、児童の十分な学びを確保し、一人ひとりの児童の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要があることが2017年(平成29年)に公示された新しい学習指導要領に示された。⁽¹⁾

共生社会の実現と推進において、インクルーシブ教育システムの構築は、障害の有無だけに限らず様々な支援を要する児童と、そうした支援を要しない児童との包括的な教育実践、制度として捉えていく必要がある。

特別な支援、配慮は、障害によるものだけではない。新しい小学校学習指導要領、中学校学習指導要領では、総則において、児童(以下、中学校では、生徒)の発達の支援で特別な配慮を必要とする児童への指導について、障害のある児童などへの指導だけでなく、海外から帰国した児童や外国人の児童の指導、不登校児童への配慮について述べている。通常の学級において特別なニーズのある児童を含めたすべての児童が分かりやすい、一緒に参加できる授業や教育活動を目指すことが必要である。教育のユニバーサルデザイン化を目指すことを考え、特別な支援を特別と捉えるのではなく、一人ひとりに必要な当たり前の指導、支援となるように広がっていくことが望ましい。

こうした視点から、共生社会の形成とインクルーシブ教育システム構築に向けて、今後の特別支援教育の取り組みについて述べる。

1. 障害者権利条約と教育

2006年(平成18年)12月、第61回国際連合総会において「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Rights of Person with Disabilities、以下「障害者権利条約」とする)が採択された。

我が国は、2007年に署名したが国内法の整備が不十分であったためにそのままに留まって

いた。その後、「障害者基本法の一部を改正する法律」（2011年（平成23年）公布、施行）⁽²⁾や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（2013年（平成25年）公布、2016年（平成28年）施行）⁽³⁾等に伴い、国内法の整備が整ったとして2013年12月の参議院本会議において条約批准が承認された。

そして、2014年（平成26）年2月19日より我が国において、この条約の効力が生ずることとなった。我が国は、世界で141番目の批准となり、たいへん遅い批准である。

この条約批准により、障害者の権利の実現に向けた取り組みが強化され、条約の実施の監視や国連への報告義務などにより、国としての取り組みが推し進められることとなる。

「障害者権利条約」は、我が国の教育においても、大きな影響力を持つ。

「第24条 教育」において、「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。」として、「人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること」、また、「障害者が、その人格、才能及び想像力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」、そして、その実現のために「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」としている。

障害者権利条約の批准により、我が国のインクルーシブ教育は、これから大きく推進されなければならない状況となった。

障害者権利条約では、「合理的配慮（Reasonable accommodation）」という概念が取り入れられている。これは、「第2条 定義」において、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。この考えは、「第24条 教育」の中で「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」と規定されており、今後、我が国の教育においてどのように捉え、具体的にどのように提供し実現していくのが課題となる。

インクルーシブ教育システム構築に向けて、合理的配慮は、その実現における重要なキーポイントになることは間違いない。

2. 学習指導要領

2017年（平成29年）3月、幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、4月には、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部、中学部学習指導要領が公示された。（以下、新学習指導要領とする）

この改訂は、2016年（平成28年）12月の中央教育審議会による答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び実用な方策等について（答申）」等に基づくものである。

改訂では、育成を目指す資質、能力を明確にするために育成を目指す3つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）で各教科等の目標や内容を構造的に整理し、充実を図ったこと、主体的、対話的で深い学びの視点から授業改善を図っていくこと、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを推進していくことなどが規定された。他にも、特別支援学校の社会に開かれた教育課程の実現や幼稚園、小・中・高等学校との連続性を重視するなどインクルーシブ教育をさらに推進していく内容となっている。

(1) 学びの連続性

今回の特別支援学校学習指導要領の改訂においては、その基本的な考え方として、「社会に開かれた教育課程の実現」という考え方が示された。通常の学級や特別支援学級と特別支援学校の連続性の課題である。特別支援学校が社会から隔離されたものではなく、垣根が取り払われ、地域と結びついた社会の中の教育機関となるために、小学校、中学校とよりよく連携していくことを表したものであると考える。

また、「障害のある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小、中、高等学校の教育課程との連続性を重視」と示した。これまで、小学校、中学校に在籍するか、特別支援学校に在籍するか、その両者の間には、大きな壁があったのは否めないところである。しかし、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取が義務付け（学校教育法施行令第18条の2）られた。さらに、進学後も児童、生徒の状況によって学習の場が広がるようになってきたことに対応するには、学校種を問わず教育課程に大きな段差があってはならない。スムーズに移行できる連続性が必要である。就学時の入り口での選択は可能であっても、その後の進路変更が難しい状況では、社会に開かれた社会の中の教育機関としての特別支援学校とはならないのである。小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学、転出する際には、保護者や関係機関と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応することが重要である。児童の成長による教育的ニーズの変化に対応できる教育システムの構築は、インクルーシブ教育の構築につながるものである。

特別支援学校で障害のある子どもが、どのような指導方法、指導内容により、どのような力を身につけているのか、どのような支援を受けることでより力を発揮できるのかを地域の人達に理解してもらい、小、中学校につなげていくために「社会に開かれた教育課程」によって認知され、理解されていくことは、たいへん有意義なことである。

また、知的障害者である子どものための各教科等の目標や内容について、各部や各段階、幼稚園や小、中学校とのつながりに留意し、以下の点を充実させることが規定された。

- ・ これまで中学部の各教科の内容は、1段階であったが、2つの段階を新設すること。さらに、小、中学部の各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実させること。
- ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができること。

- ・ 特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるようにしたこと。

これまで、小中学校の特別支援学級では、児童生徒の実態に応じて特別支援教育の学習指導要領を参考にしようとしても、小中学校の学習指導要領と特別支援学校の学習指導要領の目標や内容の示し方が大きく違っていたために、なかなか参考にできず、どのように取り組めばよいのか模索しながら指導していたのが実情である。今回の改訂では、段階ごとの目標、内容が具体的に示され、参考にしやすくなり、連続性がはっきりとした。

インクルーシブ教育システム構築に向けて、知的障害の児童生徒を指導する学校においては、知的障害教育の各教科の独自性を大切にしつつも、小中学校の各教科との連続性を踏まえて指導していくことが重要である。また、知的障害教育での合わせた指導の考え方は、通常の学級での指導において、指導の幅を広げ、より分かりやすい授業づくりにつながるものとなるであろう。

(2) 指導計画の作成

小学校、中学校学習指導要領解説の指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、指導計画の作成ですべての教科に対して、次の一文が加えられた。

「障害のある児童（生徒）などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」

学習活動を行う場合の、個々の児童生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示したものである。

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒だけでなく、教育上特別な支援を必要とする児童生徒についても配慮、支援していくことが必要である。障害のある児童の就学先決定の仕組みが改正されたことなどから、これからは、様々な教育的ニーズを持った児童が通常学級とともに学習活動に取り組むことが増えてくる。

インクルーシブ教育の視点から、障害の有無にかかわらず、海外から帰国した児童や外国人の児童、不登校の児童など学習面や行動面において困難を感じる特別な教育的ニーズを必要とする児童を含め、すべての児童にとって分かりやすく、誰もが参加できる教育活動を目指すことが求められる。

2007年（平成19年）に特別支援教育が始まった当初、小中学校の通常学級においては、指導の難しい特定の児童生徒だけに配慮や特定の指導が行われ、これが通常学級における特別支援教育であるとされていた状況がある。そして、そこでは、いかにしてこれらの児童生徒を授業に向けさせるかに力が注がれていた。これを特別支援教育として、様々な配慮が行われてきたのであるが、それにより授業に向くことができたとしても、その授業そのものが特別な配慮を必要とする児童にとって分かりやすい指導方法、指導内容、配慮によって計画されたものでなければ、結局、またその授業に参加できなくなってしまうことになる。授業に向けるための配慮と授業に参加し続けることのできる工夫がうまく連動することが必要である。

(3) アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善

より分かりやすい授業を計画し、実践していくためにアクティブ・ラーニングの視点での授業改善が役立つであろう。

新学習指導要領では、総則において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について規定するとともに、各教科等の「指導計画の作成上の配慮事項」として、このような授業改善を図る観点からこれまでも規定していた指導上の工夫について整理して規定している。また、義務教育においては、新しい教育方法を導入しなければと浮足立つ必要はなく、これまでの蓄積を生かして子供たちに知識を正確に理解させ、さらにその理解の質を高めるための地道な授業改善が重要、としている。

答申では、「主体的・対話的で深い学び」の実現は、特定の指導方法のことも、学校教育における教員の意図性を否定することでもない。」とし、「必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。」と述べている。

何か新しい指導方法を導入するということではなく、教員が、子どもの理解のためにさらに工夫、改善を重ねていくことが大切であることを示している。

各教科等の指導に当たっての配慮事項として、総則では、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、授業改善を行うことが規定されている。障害のある児童が理解し、必要な力を身につけるには、児童の実態に合わせた細かなステップが必要であり、達成に向けた見通しを持って計画的に授業計画を作成しなければならない。

次に3つの視点から考える。

① 主体的な学びの視点

「学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。」について。

障害のある児童生徒は、授業の題材に興味を持てずなかなか取り組めずにいることが多い。児童生徒の実態に合わせて、興味、関心を抱かせるような題材の設定や導入を考え、関心を継続できるようなスモールステップの連続で目標達成に導くことができるような授業計画を行うことが大切である。学習の理解と習得に時間がかかるため、学習内容の理解が少しずつ積み重ねられ、つぎの段階への期待が持てるように指導することである。細かな問いかけと確認が必要である。

② 対話的な学びの視点

「子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。」について。

障害のある児童生徒は、コミュニケーションに困難さを持つことが多い。授業の場は、まさにコミュニケーションの場である。言葉だけでなく、より理解のできる多様な手段を用い、やりとりを重ねなければならない。子ども同士の活動においては、自分の考えを自分の得意な方法で伝えられるように工夫するなどして、伝えたいという気持ちを大切に育て、活発な活動が

できるように配慮したい。

③ 深い学びの視点

「習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。」について。

障害のある児童生徒は、これまで得た知識を結びつけて考えを作り上げたり、発想したりすることが難しい。実生活に密接に結びついた活動を通して、得た知識を活用するなど多様な学習場面を設定して、具体的で分かりやすい授業を計画していくことが大切である。

以上の視点を大切にして授業を計画することは、様々な教育的ニーズを必要とする児童生徒にとって、分かりやすく、参加しやすい授業への改善につながっていくであろう。

(4) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用

現在、特別支援学級に在籍する児童について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成しており、平成 19 年に特別支援教育が始まって以降、小中学校での両計画の作成は年々進んでいる状況である。⁽⁴⁾ 今回の改訂では、通級による指導を受ける児童の全員について作成することとし、さらに、通級による指導を受けていない障害のある児童などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用することに努めることとした。

これらの指導計画は、困難さに応じた指導内容や指導方法を計画的、組織的に行うために欠かせないものである。児童のかかえる困難さに気づくことや分かりやすい授業の工夫は、一人の担任だけで対応できるものではない。多様な教育的ニーズに応え教育成果を高めるには、教員だけでなく、保護者は勿論のこと、関係機関の専門家等との連携が不可欠である。

いま、「チームとしての学校」が求められているが、共生社会を目指すにあたり、多様な児童の実態には、多様な大人の連携がなければ対応しきれない現状にあることを示している。1999 年（平成 11 年）に個別の指導計画が導入され、その後、2007 年（平成 19 年）に特別支援教育が始まり、個別の教育支援計画の策定が示されたが、それぞれの時において学校がチームとして取り組むことの重要性が言われてきた。しかし、その実態を見てみると、最も進んでいる小学校においても専門家チームとの連携が確立されている学校は、全体の 6 割程度にとどまっている。⁽⁵⁾

今こそ、もう一度、チームとしての学校を見直し、組織的に取り組む体制を確立すべき時ではないだろうか。

(5) 交流及び共同学習

現行の教育制度の中で、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動として「交流及び共同学習」が行われてきたが、これがどれ程、共生社会の実現に寄与しているのかは、これからも引き続き明らかにし、取り組み方を検討しかなければならないのではないだろう

うか。より一層の充実が必要である。

新しい学習指導要領では、障害のある児童と障害のない児童の交流及び共同学習を充実させることが引き続き示されているが、心のバリアフリーのための交流及び共同学習として、その推進事業の実施が計画されている。

共生社会の形成、インクルーシブ教育システムの構築においては、特別な教育的ニーズを必要とする児童生徒のために授業の改善を進めていくことも必要であるが、すべての子どもたちが互いの個性や多様性を認め合えるようになる取り組みが何よりも大切である。

これまでの交流及び共同学習の成果をいま一度、反省し、見直し、取り組みを進めていかなければならない。特に、小中学校での取り組みに期待する。

3. 校内委員会とコーディネーター

現在、小中学校においては、校内委員会の設置とコーディネーターの指名は、ほぼ達成されている状況である。⁽⁶⁾

組織的に取り組むために校内委員会の存在は大きい。そして、インクルーシブ教育システム構築において、これから、特に期待されるのは、コーディネーターの役割であろう。

2007年（平成19年）に、特別支援教育が始まり、特別支援教育コーディネーターに指名された先生達は、大変な苦勞をしてきた。校内では、校内委員会が設置されてはいたもののどれ程機能していたかは、学校による温度差が大きかった。コーディネーターとしてどのように取り組んでいけばいいのか試行錯誤しながら、当時、特別支援教育の対象となった発達障害の児童の指導について悩んでいた。そこに、センター的機能として、特別支援学校のコーディネーターが訪問して、指導助言する状況が続いた。また、通常学級の先生達に特別支援教育について校内研修会を開いた。やがて、校内委員会が機能しはじめ、コーディネーターが学校全体に認知されてきた。現在では、実践と研修を重ね力量を高めた教員や、特別支援学校教諭の免許状を所有する教員が多くコーディネーターとして活躍している。

特別支援教育が始まってから11年が過ぎ、一段落ついている感があるが、次の段階として、これから、共生社会の実現、インクルーシブ教育システムの構築を目指すには、特別な支援を要しない児童と様々な教育的ニーズを必要とする児童がともに過ごしている小中学校のコーディネーターの役割こそが非常に重要となってくるのではないだろうか。

そして、通常学級の教員全員がコーディネーターとなるような学校づくりを進めていかなければならない。かつて、特別支援学校のコーディネーターがセンター的機能として、小中学校のコーディネーターの指導助言を行ったように、これからは、小中学校のコーディネーターが通常学級の教員の指導助言を行えるように新たな段階へとステップアップしていかなければならない。障害の有無だけではない、特別な教育的ニーズの有無という視点で、気になる児童の個々の対応と、まわりの児童との関係づくりを進めていく役割は、特別支援学校の教員にも学ぶところが多くあるのではないだろうか。個々の児童の実態に応じた配慮とその児童のまわりの環境への配慮や取り組みを、学校に求められる合理的配慮として考えることも必要となっ

てくる。個人そのものに関わることと、まわりの環境として捉えることの両方の視点が必要である。環境については、これまであまり重要視されてこなかったように思われる。その点からも、通常学級での特別支援教育には、多くの改善点がある。

小中学校のコーディネーターがインクルーシブ教育時代の中心となって活躍することを期待する。

4. 合理的配慮

我が国の教育における「合理的配慮」の定義は、次のように示されている。⁽⁷⁾

「合理的配慮とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有、行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更、調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。」

さらに、「障害者権利条約において、合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある」としている。

各学校の設置者及び学校は、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育システム構築に向けた取り組みとして、合理的配慮の提供に努めなければならない。合理的配慮は、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じて決定される。

つまり、環境の整備により障害のある子どもと障害のない子どもがともに学習し学校生活を送ることができるようにすること、と、指導の工夫や手だてにより障害のある子どもが抱える学習及び学校生活での困難を改善し、最大限に子どもの力を引き出せるようにすること、である。環境として、当該児童を取り巻く物理的なものの調整や周囲を取り巻く子どもや大人など人が行う配慮と、本人や保護者が訴える要求や教員の気づきによる対応、配慮として、障害のある子どもへの直接の指導方法や手だての両面である。環境面だけではないというところを忘れてはならない。

しかし、これまでの特別支援教育を見てみると、この環境面がおろそかになっていたのではないかと思われる。当該児童への直接の手だてにばかり目が向いていたのではないだろうか。これからは、環境整備と直接の手だてが両輪として機能していくことが必要である。

そして、障害のある子どもだけでなく、障がいのある可能性のある子ども、不登校の子ども、外国人の子どもなど、何らかの特別な教育的ニーズを必要としているすべての子どもを対象として捉えていかなければならない。

合理的配慮の決定に当たっては、本人、保護者との話し合いが不可欠である。さらに、教育的ニーズに応じて探っていくためには、担任だけの視点でなく、より多くの教員や専門家等の多くの視点が必要である。これは、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成過程と同様である。

決定された合理的配慮の内容については、これらの計画に明記されることが必要である。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成において、実態把握、優先課題の決定や指導目標の設定を行う際に、合理的配慮についても検討し、その点について記載することは、学校が合理的配慮を行う義務を果たしていく証明ともなる。これらの計画書は、一貫した対応のためのツールでもあり、毎年方針が変わることなく継続して実施されるために不可欠である。個別の教育支援計画は、社会への移行時に本人、保護者が持って行くものであり、社会に出て継続して活用されることにより共生社会の実現に役立つはずである。

個別の教育支援計画や個別の指導計画は、チームで指導、支援にあたるための連携のツールである。合理的配慮として障害のある児童のまわりの環境を整えるためには、全校が一丸となって取り組む必要がある。全校的な見地に立って、組織的、計画的に取り組むための校内組織が校内委員会である。校内委員会において、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、情報を共有し、合理的配慮について検討することが合理的配慮の遂行に必要である。

校内委員会が活性化して機能していくことは、インクルーシブ教育の推進に不可欠である。

5. ICF

2009年（平成21年）より実施されている現行の特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編において、「障害の捉え方と自立活動」でICFの活用が述べられている。⁽⁸⁾

ICF（国際生活機能分類、International Classification of Functioning, Disability and Health）は、2001年（平成13年）WHO（世界保健機関）によって発表された。

1980年（昭和55年）に発表されたICIDH（国際障害分類、International Classification of Impairments, Disabilities, and Handicaps）への批判から、障害のとらえ方を大きく変えるものとなった。障害の原因は、個人にあり、その人の機能、形態の改善によって低下している能力の向上を目指そうとするものであった。障害を客観的に扱い、障害というマイナス面だけを中心にみて、そのマイナスを減らすことだけに目が向いていた。本人の持つプラス面にも目を向け、それを増やし伸ばす（潜在的な能力の開発・発展）ことの重要性が欠けていた。

ICFでは、ICIDHにおいて、障害は、本人の問題であるにとらえていたものを、本人の問題だけでなく障害者を取り巻く環境を含めたものとして考えた点に大きな意義がある。人間の生活機能に支障がある状態を「障害」ととらえ、生活機能と障害の状態は、個人の健康状態と環境とが相互に影響し合うものであるとしている。「障害による学習上又は生活上の困難」に対して「個人因子」と「環境因子」の相互の関係において対応していかなければならないと言うことである。

障害に対するこうした批判や考え方の変化は、これまでの特別支援教育に対しても言えるのではないだろうか。障害のある児童の機能や能力の障害の状態のみに目を向け、障害の改善や能力の獲得に取り組んできたところがある。しかし、インクルーシブ教育システム構築のためには、これまで述べてきたように、個人の力量を伸ばすことだけでなく、環境へ着目し、環境への取り組みを合わせて考えていかなければならない。

また、ICFの考え方は、障害のある人だけでなくすべての人が対象となる。障害だけの分類

ではなく、人が生きることのすべてを生活機能としてとらえるなかで障害を含め分類している。すなわち、障害のある児童から、障害によるものだけに限らず特別な教育的ニーズを必要とする児童へ、さらには、すべての児童を対象にした教育としてインクルーシブ教育を考えることへ繋がるものである。

ICFに照らし合わせて合理的配慮を考えると、生活機能に支障を起している状態、つまり障害の状態にある原因を取り除き、あるいは緩和して生活機能の低下を高めるものが、合理的配慮であると言える。

ICFは、マイナス面よりプラス面を重視し、人の長所や得意な面を伸ばそうとする。それによって、苦手な面も伸ばしつつ障害の改善を図ろうとする考え方である。こうした考え方は、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し実践する際にも有効である。実態把握をし、優先課題、目標を設定し、指導方法、指導内容を考える過程において、どうしても児童のマイナス面にばかりに目が行きがちであるが、ICFの考え方を大切にし、児童の好きなことや得意な面に着目して実践することで、より教育成果を高めることができるのではないだろうか。

6. 教員の専門性

特別支援教育の始まった2007年（平成19年）4月1日の「特別支援教育の推進について（通知）」⁽⁹⁾において、特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠であり、専門性の向上に努めるよう求められた。

特別支援学校のコーディネーターによる巡回指導や校内研修会、教育センター等の開催する研修を重ね、専門性は向上してきていると思われる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、通常の学級に多くの発達障害の可能性のある児童生徒が在籍していることから必須である。これまでの様々な取り組みにより、教員の専門性は底上げされてきているであろう。

しかし、インクルーシブ教育システム構築のためには、これまで蓄積してきた、障害のある児童生徒への指導に関するものだけでは不十分である。まわりの環境、まわりの児童への取り組みも必要である。共生社会の形成という大きな目標のもとにインクルーシブ教育について十分に理解し、合理的配慮や授業の改善をはじめとして様々な取り組みを組織的、計画的に実践していく技能と実行力が求められる。

すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難であるので、必要に応じて、外部の専門家などの人材活用を行い、連携を持つことが必要である。教員個々の専門性だけでなく、「チーム学校」として、学校全体の専門性を確保していくことも必要である。

学校と専門家との連携において、大学教員が積極的に学校に関わっていくことが必要ではないだろうか。また、教員養成段階において、専門性を身に付けるために、大学の取り組みも重要である。

共生社会の形成とインクルーシブ教育システム構築に大学が担う役割は、たいへん大きいと考える。

おわりに

「障害者の権利に関する条約」の批准により、我が国の教育は、共生社会の形成に向けてさらに本格的に取り組むを進めていかなければならない段階となった。

障がいのある子どもを受け入れる小中学校等が環境を整え、適切な合理的配慮を提供することができれば、より多くの子どもが居住地の学校に通えるようになるはずである。

また、合理的配慮の提供により、通常学級に居る障害のある子どもの教育も充実するであろう。さらに、障害の有無にかかわらず全ての子どもが分かりやすく、参加しやすい教育の場になるだろう。

まず、こうした取り組みを徹底することが、インクルーシブ教育システム構築に不可欠である。

子どもや保護者の求めにより、個々の子どもが教育的ニーズに応じた最適な教育を受けることのできる場として、特別支援学校や特別支援学級が選択できることも、多様性を重視するには必要であるが、障害者権利条約で述べられている内容をよく理解したうえで、特別支援学校との連続性を高めていかなければならない。

養護教育が特別支援教育へと大きく変換して 11 年が過ぎ、これからは、インクルーシブ教育システムの構築に向けて進む時代に入った。

文部科学省の通知や学習指導要領を中心に、これまでの取り組み及びこれからの対応についてみてきた。現行の教育制度のなかでは、障害のある子どもの学びの場の柔軟な選択に応じた教育課程の連続性やこれまでに取り組んできた個別の教育支援計画、個別の指導計画などの活用と充実、交流及び共同学習のより一層の充実など、これまで導入されてきたものの質の改善ができるかどうかである。単に示されたものをよく理解せずに実践したところで、成果は見込めない。教員が、共生社会やインクルーシブ教育の理念を十分に理解し、示された取り組みの意味を読み取り、確実に実践することが不可欠である。特に、学校と専門家との連携を進め、教育のチームとしての取り組みを機能させたい。「チーム」や「連携」は、ずっと言われ続けてきたことであるが、なかなか進んではない。教育成果を高め、共生社会を作り上げていくには、今度こそ、この推進と充実を進め、日本の教育の中に機能させていかなければならない。そのためにも、大学としてできることに大きく尽力していきたい。

【引用・参考文献】

- (1) 文部科学省 幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部、中学部学習指導要領 2017 年公示
- (2) 「障害者基本法の一部を改正する法律」 2011 年（平成 23 年）公布、施行
- (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 2013 年（平成 25 年）公布、2016 年（平成 28 年）施行
- (4) 文部科学省初等中等教育分科会教育課程部会参考資料 「特別支援教育の現状と課題」

2014年（平成26年）

(5) 同上

(6) 同上

(7) 中央教育審議会初等中等教育分科会 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」 2012年（平成24年）7月

(8) 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編

(9) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 「特別支援教育の推進について（通知）」
2007年（平成19年）4月1日

中央教育審議会 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」 2017年(平成29年)12月21日

小学校学習指導要領解説

中学校学習指導要領

特別支援学校学習指導要領解説

文部科学省 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について(通知)」 2017年（平成29年）3月31日

西村修一 合理的配慮とICFの活用 2014年 クリエイツかもがわ

世界保健機関 国際障害分類 1980年

世界保健機関 国際生活機能分類 2001年